平成２８年（フ）第１５号
鹿児島県鹿児島市照国町１番23―1305号
債務者　汾陽千鶴子
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河口友一朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月23日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２４号
福岡市南区大平寺１丁目17番５―104号
債務者　古川　卓摩
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧　　智浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５７号
群馬県邑楽郡大泉町大字吉田1014番地の34
債務者　大里　　旭
1　決定年月日時　平成28年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲毛　正弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月21日午後４時
5　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第１５２２号
横浜市青葉区あざみ野４丁目38番地９　レイクフィルドビレッジ306
債務者　渡邊　浩二
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯島　麻樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月22日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３１９号
横浜市緑区霧が丘２丁目16番地４　並木ハイツ202号
債務者　川井ヤヨ子
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川篤司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月22日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６８号
愛媛県北宇和郡鬼北町大字奈良1510番地31
債務者　江良　秀明
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙田　博明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２７年（フ）第１７９９号
福岡市南区平和２丁目２番１号
債務者　大熊　邦揚
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南谷　博子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第５１３４号
大阪府箕面市粟生間谷西１丁目６番４―308号
債務者　寺下　和彦
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９号
大阪府摂津市庄屋１丁目12番24―302号　シャトーボヌゥール庄屋、前住所大阪府摂津市正雀本町２丁目18番７―201号　フェリスタ正雀
債務者　後藤　笑美
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５号
大阪市浪速区湊町２丁目２番22―809号
債務者　吉田ひとみ（旧姓船田）
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９０号
沖縄県浦添市当山２丁目37番11―103号　テラスムーン
債務者　富川　盛充
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第５９号
岩手県一関市青葉１丁目６番４―605号　シャトレー壱號館
債務者　小野寺綾子
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第１号
岩手県一関市千厩町千厩字久保田133番地　ビレッジＴｏｓｈｉ202
債務者　小野寺茂紀
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２７年（フ）第１６９号
山形市七日町４丁目14番８号
債務者　鈴木　芳晴
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８１号
山形県西村山郡大江町大字藤田264番地の３　県営左沢アパート　305号
債務者　阿部　真澄
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９９号
山形県天童市久野本４丁目９番10号
債務者　東海林由紀
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２００号
山形県尾花沢市大字名木沢1792番地42
債務者　石川　和子
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
山形地方裁判所民事部